



鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補 認定基準

1. 主 旨

地学および地球科学に対する理解を深めるために不可欠な、鉱物についての知識普及を行う指導者を養成することを目的として、鉱物鑑定士および鉱物鑑定士補の認定制度を設ける。一定の認定基準を満たした者について、公益財団法人益富地学会館が鉱物鑑定士および鉱物鑑定士補に認定する。

鉱物の肉眼鑑定は、野外での鉱物採集や調査研究において重要な地学的情報処理能力であり、鉱物名はもちろんのこと、鉱物の特徴や地質の状況もその場で予測し、把握することができる。また、鉱物の組合せでできている岩石についても同様のことが言える。

肉眼による鉱物の観察を通して、鉱物の魅力に触れ、自然に親しみ、自然科学の楽しさを多くの方々に実感してもらいたい。

2. 益富地学会館が認定する鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の等級

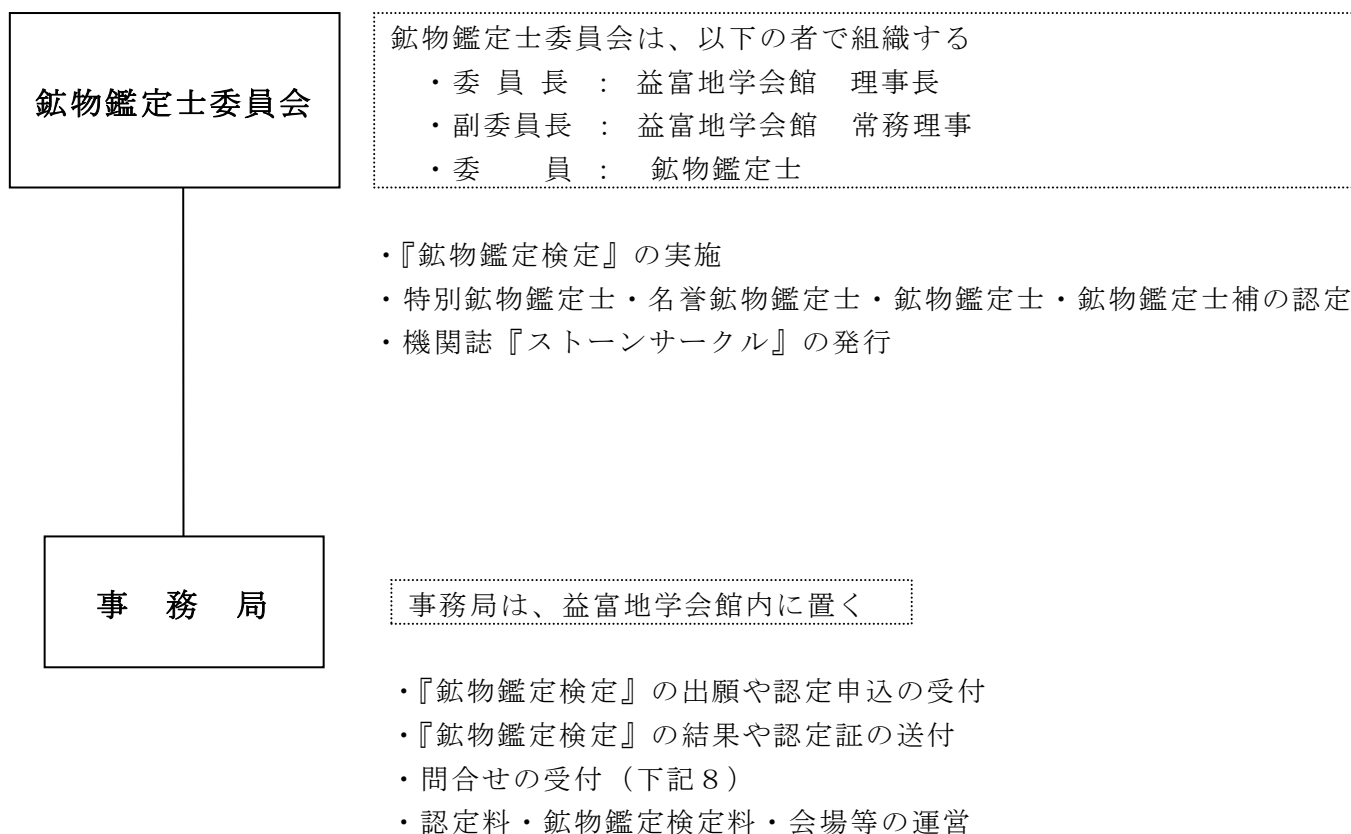
級		鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補
鉱物鑑定士補	4～9級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記5の認定資格・認定基準を満たす者 ・ 鉱物とは何か・鉱物と岩石の違い・鉱物採集のマナーやルール・鉱物の分類や整理の仕方などを理解している者 ・ 肉眼（ルーペ）の観察で、鉱物や岩石の識別ができ、その鉱物や岩石の性質や産地の特徴について理解している者
鉱物鑑定士	1～3級	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下記5の認定資格・認定基準を満たす者 ・ 鉱物とは何か・鉱物と岩石の違い・鉱物採集のマナーやルール・鉱物の分類や整理の仕方などを理解している者 ・ 肉眼（ルーペ）の観察で、鉱物や岩石等の識別に優れ、その鉱物や岩石の性質や産地の特徴について理解し、説明できる者
名誉鉱物鑑定士		・ 益富地学会館の運営に貢献し、鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補認定制度の普及に携わった者
特別鉱物鑑定士		鉱物学に精通し、益富地学会館に貢献した者

3. 益富地学会館が認定する鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定取得により、指導に当たることができる活動内容

下記のすべての活動内容は、益富地学会館を通じて、鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補として指導に当たることとする。

区 分	認定取得による鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の活動内容
鉱物鑑定士補	・ 益富地学会館主催の『かわらの石観察研究会』等の鉱物の肉眼鑑定に関わる研修会や採集会に指導
鉱物鑑定士 (名誉鉱物鑑定士) (特別鉱物鑑定士)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 益富地学会館主催の『かわらの石観察研究会』『鉱物鑑定会』等の鉱物の肉眼鑑定に関わる研修会や採集会での指導 ・ 鉱物鑑定士補の鉱物鑑定検定や講習会等での指導 ・ 益富地学会館に鉱物鑑定の依頼があれば、鉱物を鑑定する ・ 益富地学会館に鉱物や岩石に関する講義や授業などの依頼があれば指導教育

4. 鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補認定制度の組織



5. 鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定資格・認定基準

次の表の条件を満たす者。

認定された者には、鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定証を発行する。

級	認定基準①（検定）	認定基準②（申請・指導実績）	認定基準③（申請）	
鉱物鑑定士補	9級	・ 8級講習を受講した者		
	8級	・ 8級検定に合格した者		
	7級	・ 7級検定に合格した者	・ 規定の認定申請書を提出し 認定料を納めた者	
	6級	・ 6級検定に合格した者	・ 規定の認定申請書を提出し 認定料を納めた者	
	5級	・ 5級検定に合格した者	・ 規定の認定申請書を提出し 認定料を納めた者	
	4級	・ 4級検定に合格した者	・ 規定の認定申請書を提出し 認定料を納めた者	

級	認定基準①（検定）	認定基準②（申請・指導実績）	認定基準③（申請）
鉍 物 鑑 定 士	3級に認定されるには①を満たした上で、②を満たす者		
	・ 3級検定に合格した者	・ 規定の認定申請書を提出した者 ・ 鉍物鑑定士委員会で承認され、認定料を納めた者	
	2級に認定されるには①を満たした上で、②または③を満たす者		
・ 2級検定に合格した者	・ 鉍物鑑定士3級に認定されており、規定の認定申請書を提出した者 ・ 鉍物鑑定士3級として益富地学会館主催の「鉍物鑑定検定」や野外採集会などの指導実績がある者。（ポイント制で合計100点以上） 「鉍物鑑定検定講師」10点 「鉍物鑑定検定補佐」5点 「研究会や採集会講師」5点 「地学研究などの報文」5点 「地学研究などの論文」10～100点 「鉍物鑑定や地学教室の講師」5点 ・ 鉍物鑑定士委員会で承認され、認定料を納めた者	・ 鉍物鑑定士3級に認定されており、規定の認定申請書を提出した者 ・ 『地学研究』などに、鉍物に関する研究発表を1回以上行っている者 ・ 500種以上の鉍物標本を所有している者、または管理している者 ・ 鉍物鑑定士委員会で承認され、認定料を納めた者	
1級に認定されるには①を満たした上で、②または③を満たす者			
・ 1級検定に合格した者	・ 鉍物鑑定士2級に認定されており、規定の認定申請書を提出した者 ・ 鉍物鑑定士2級として、益富地学会館主催の「鉍物鑑定検定」や野外採集会などの指導実績がある者（ポイント制で合計100点以上、各指導内容とポイント数は2級と同じ） ・ 鉍物鑑定士委員会で承認され、認定料を納めた者	・ 鉍物鑑定士2級に認定されており、規定の認定申請書を提出した者 ・ 『地学研究』などに、鉍物に関する研究発表を3回以上行っている者 ・ 600種以上の鉍物標本を所有している者、または管理している者 ・ 鉍物鑑定士委員会で承認され、認定料を納めた者	

6. 鉱物鑑定士補及び鉱物鑑定士の認定料（消費税を含む）

- ・ 鉱物鑑定士補及び鉱物鑑定士の認定料は、以下の通りである。
- ・ 益富地学会館認定の鉱物鑑定士補の認定を申請するものは、下記の認定料を納める必要がある。
- ・ 益富地学会館認定の鉱物鑑定士の認定を申請するものは、認定申請書を提出し、鉱物鑑定士委員会で認定を受理されたのちに下記の認定料を納める必要がある。

級	鉱物鑑定士補 認定料	鉱物鑑定士 認定料
9	無 料	—
8	無 料	—
7	¥ 3, 0 0 0	—
6	¥ 3, 0 0 0	—
5	¥ 5, 0 0 0	—
4	¥ 5, 0 0 0	—
3	—	¥ 2 0, 0 0 0
2	—	¥ 2 0, 0 0 0
1	—	¥ 2 0, 0 0 0

- ・ 認定の申請は、任意である。
- ・ 鉱物鑑定士補や鉱物鑑定士の認定を申請しなくても、『鉱物鑑定検定』は受検できる。但し、『鉱物鑑定検定』に合格していても、認定申請を受理されなければ『鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補』は名乗れない。
- ・ 認定申請は、検定合格から1年以内が望ましい。
- ・ 認定の取り消しは、『鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補』を名乗り、益富地学会館に不利益をもたらす場合は認定を取り消す場合がある。

7. 個人情報の取り扱いについて

益富地学会館認定の鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定申請によって取得した個人情報は、認定証の送付や鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の当該認定目的の遂行に必要な範囲で使用する。

鉱物鑑定士・鑑定士補認定の業務に関して得た個人情報は、原則として公開しない。

但し、以下に該当する場合は本人の同意なく当該第三者に情報の提供をすることがある。

1. 法令に基づき、警察、裁判所等の国や地方の諸機関より、個人情報の開示が求められた場合
2. 益富地学会館の権利や財産を保護するために開示が必要な場合
3. その他、正当な事由がある場合

本認定の申請者は、上記の事項について同意しているものとみなす。

8. 鉱物鑑定士・鉱物鑑定士補の認定申請に関する問合せ

(公財)益富地学会館内 『鉱物鑑定士委員会』事務局

〒602-8012 京都市上京区出水通烏丸西入 中出水町394

TEL: 075-441-3280 Fax: 075-441-6897

http://www.masutomi.or.jp E-mail: info@masutomi.or.jp